

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月9日
【四半期会計期間】	第5期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)
【会社名】	株式会社マルハニチロホールディングス
【英訳名】	Maruha Nichiro Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 五十嵐 勇二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03(3216)0821
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	03(3216)0821
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 川 文人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第3四半期 連結累計期間	第5期 第3四半期 連結会計期間	第4期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	707,789	254,126	844,781
経常利益(百万円)	9,180	2,056	7,316
四半期(当期)純利益(百万円) (は純損失)	281	1,735	60
純資産額(百万円)	-	87,408	93,146
総資産額(百万円)	-	583,366	550,709
1株当たり純資産額(円)	-	119.58	129.68
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)(は純損失金額)	0.71	3.51	0.40
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	12.2	13.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	22,544	-	21,403
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,149	-	4,187
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	30,934	-	10,268
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	-	23,702	21,176
従業員数(人)	-	14,457	13,690

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第5期第3四半期連結累計期間、第5期第3四半期連結会計期間及び第4期は潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	14,457	[9,072]
---------	--------	---------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は []内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	147	[0]
---------	-----	-----

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は []内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社従業員は、(株)マルハニチロ水産及び(株)マルハニチロ食品からの出向者であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産・仕入実績

当第3四半期連結会計期間における生産・仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
水産事業	152,067
食品事業	54,954
保管物流事業	3,583
その他の事業	2,808
合計	213,413

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
その他の事業	422	1,662

- (注) 1. セグメント間の取引はありません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
水産事業	166,833
食品事業	79,175
保管物流事業	4,251
その他の事業	3,866
合計	254,126

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、販売実績額が総販売実績額の100分の10以上となる販売先がないため省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

株式会社ニチロサンフーズとの株式交換契約締結について

当社の連結子会社である株式会社マルハニチロ食品（以下「MN食品」）と、同じく当社の連結子会社である株式会社ニチロサンフーズ（以下「ニチロサンフーズ」）は、両社の関係を一層強化し、食品事業における市場シェア拡大、生産・物流の効率化、商品開発力強化、チルド等付加価値事業の拡大、品質保証体制の強化等を目的として、平成20年12月22日に、MN食品が完全親会社となりニチロサンフーズが完全子会社となる株式交換契約を締結いたしました。

株式交換の概要は、以下のとおりであります。

(1) 株式交換の内容

MN食品を完全親会社、ニチロサンフーズを完全子会社とする株式交換

（ニチロサンフーズ株主に対価として当社（マルハニチロホールディングス）株式を割り当てる三角株式交換方式）

(2) 株式交換の日

平成21年3月18日

(3) 株式交換の方法

株式交換日の前日のニチロサンフーズの株主名簿に記載または記録された株主に対し、MN食品の完全親会社である当社の普通株式を割当交付いたします。ただし、MN食品が保有するニチロサンフーズ株式については、当社の普通株式を割当交付いたしません。

(4) 株式交換比率

	マルハニチロホールディングス （完全親会社となるMN食品の 完全親会社）	ニチロサンフーズ （完全子会社）
株式交換比率	1	3.0

(5) 株式交換比率の算定根拠

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、MN食品及びニチロサンフーズがそれぞれ独立した第三者機関に算定を依頼することとし、MN食品はみずほ証券株式会社を、ニチロサンフーズは第一コンサルティング株式会社を選定し、算定結果の提出を受けました。

みずほ証券株式会社は、当社及びニチロサンフーズについて、市場株価基準法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法及び類似企業比較法による分析を行い、それぞれの評価結果により株式交換比率を算定しました。

第一コンサルティング株式会社は、当社及びニチロサンフーズについて、市場株価基準法、純資産法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法による分析を行い、これらの分析結果を総合的に勘案した株式交換比率を算定しました。

これらの算定結果を慎重に検討し、当社並びにニチロサンフーズの財務状況、業績動向、将来の見通しや株主間の公平性等の要因も勘案しながら、上記の算定結果のレンジの中で最終的に妥当と考えうる交換比率につき当事者間で協議し、株式交換比率を決定いたしました。

(6) 株式交換完全親会社となる会社の概要

商号：株式会社マルハニチロ食品

本店の所在地：東京都千代田区大手町一丁目1番2号

代表者の氏名：代表取締役社長 坂井 道郎

資本金の額：12,224百万円

純資産の額：17,542百万円（平成20年12月31日現在）

総資産の額：113,827百万円（平成20年12月31日現在）

事業の内容：冷凍食品・レトルト食品・缶詰・練り製品・化成品・飲料の製造・加工・販売

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国に端を発する世界的な金融危機が世界的な景気後退に発展するなか、急激な円高、大幅な株式相場下落などを背景に企業の設備投資は減少し、消費マインドも悪化しました。

当社グループ関連業界のうち、水産・食品業界におきましても、景況感の大幅な悪化、雇用情勢の悪化に伴い個人消費は弱含んで推移しました。

このような状況のもとで当社グループは、新グループ中期三ヵ年経営計画「ダブルウェーブ2.1」の基本方針のもと、各事業分野で諸施策を実行しています。

当第3四半期連結会計期間における当社グループの売上高は254,126百万円、営業利益は8,281百万円となりましたが、急激な円高に伴う為替差損などの発生により、経常利益は2,056百万円となり、貸倒引当金繰入額の発生などにより、四半期純損失は1,735百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

水産事業

水産セグメントは、国内外の漁業・養殖事業、すりみの生産販売を中心とした北米事業、海外調達ネットワークを持つ水産商事事業、市場流通の役割を担う荷受事業、市場外流通を受け持つ戦略販売事業から構成され、国内外の市場動向に注視しながら、お客様のニーズに対応した効率的な仕入と販売を行い、収益の確保に努めてまいりました。

当第3四半期連結会計期間は、海外市場との競合による「買付価格の上昇」、燃料費・包装資材の高騰による「生産コストの上昇」等のインフレ局面から、世界的金融不安に端を発する「消費の低迷」「円高の進行」「燃油費の下落」等のデフレ局面へ、事業環境が大きく変化しました。

この環境下、北米事業が第2四半期までの好調さを継続しつつ推移いたしましたが、漁業・養殖事業、水産商事事業、荷受事業は、市況の低迷や海外漁業会社の業績悪化等の理由から、厳しい状況で推移しました。

以上の結果、水産セグメントの売上高は166,833百万円、営業利益は4,890百万円となりました。

食品事業

食品セグメントは、市販用及び業務用の冷凍食品の製造・販売を行う冷凍食品事業、缶詰・魚肉ソーセージ・ちくわ・デザート・ペットフードなどの製造・販売を行う加工食品事業、畜産物及び飼料を取り扱う畜産事業、化粧品・調味料・フリーズドライ製品の製造・販売を行う化成食品事業並びにアジア・オセアニア事業から構成され、お客様のニーズにお応えする商品の開発・製造・販売を通じて収益の確保に努めてまいりました。

当第3四半期連結会計期間は、世界的な金融不安や急激な円高による景気後退から個人消費が冷え込むとともに、依然として食品の安全に係る事件が発生するなど、厳しい環境で推移いたしました。

冷凍食品事業では、天洋食品問題やメラミンによる乳製品汚染事件などにより、中国産の食品を敬遠する動きが強く、中国産の調理冷凍食品や冷凍野菜の販売が依然として低迷しております。

加工食品事業では、原料高騰から「さば」や「いわし」の缶詰の価格改定を実施した影響や、「かに」や「ほたて」の缶詰の年末需要が振るわなかったことから厳しい状況でしたが、機能性ゼリー“ゼリーdeゼロ”や特定保健用食品のDHA入り魚肉ソーセージ“リサーラ”の販売が順調に推移しました。

畜産事業は、世界同時不況の影響による世界的な食肉需要減退と円高により海外産地と国内の食肉相場が急落、特にブラジル産鶏肉相場下落により収益が悪化しました。

化成食品事業については、コンドロイチンやプロタミンの販売が順調に推移しましたが、消費減退の影響を受けフリーズドライ製品の販売が減速しました。

また、アジア・オセアニア事業では、タイの生産工場での歩留まりが向上するとともに、鯉鮪等原材料の価格高騰分の製品価格への転嫁が進み、パーツ安とも相俟って、大幅に収益が改善しました。

以上の結果、売上高は79,175百万円、営業利益は3,442百万円となりました。

保管物流事業

当第3四半期連結会計期間は、昨年来の中国産加工品の搬入減が続く中、世界経済の悪化による景気低迷により個人消費が冷え込み、貨物の荷動きも停滞しました。

貨物構成の見直しや新規顧客の開拓など、積極的な営業活動に取り組み、在庫の確保に努めた結果、売上高は4,251百万円、営業利益は652百万円となりました。

その他の事業

売上高は3,866百万円、営業利益は416百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

景気後退による個人消費の落ち込みや円高による市況の低迷等、厳しい事業環境のなか、売上高は230,321百万円、営業利益は5,656百万円となりました。

北米

燃料費の高騰等生産コストが上昇する中、漁業の効率化に努め、市況も好調に推移したことから、売上高は11,632百万円、営業利益は2,728百万円となりました。

ヨーロッパ

強みを持つ北米商材の市況が好調に推移し、売上高は1,680百万円、営業利益は32百万円となりました。

アジア

タイの生産工場で、歩留まりが向上するとともに、鯉鮪等原材料の価格高騰分の製品価格への転嫁が進み、パーツ安とも相俟って、大幅に収益が改善した結果、売上高は9,441百万円、営業利益は885百万円となりました。

その他の地域

売上高は1,050百万円、営業利益は114百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、手元資金並びに借入により得られた資金を、営業活動による支出を補ったこと等により、当第3四半期連結会計期間末には23,702百万円と第2四半期連結会計期間末に比べ6,938百万円増加いたしました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果使用した資金は10,144百万円となりました。これは、季節要因における売上債権の増加等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は4,332百万円となりました。これは主に設備投資等による支出、並びに投資有価証券の取得によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は21,226百万円となりました。これは主に営業活動による支出を補うため借入による資金調達を実施したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は新グループ中期三ヵ年経営計画「ダブルウェーブ21」（平成20年度～平成22年度）を策定し、7月22日に発表いたしました。マルハニチログループの経営理念は、誠実を旨とし、本物・安心・健康な「食」の提供を通じて、人々の豊かな生活文化の創造に貢献することです。「ダブルウェーブ21」においては、水産・食品事業をコアとした世界の食へ貢献する21世紀のエクセレントカンパニーとして、常に新しい食の世界を提案する価値創造型企業を目指すと共に、経営資源の「選択と集中」によるグループの全体最適化を進めることで、グループ価値の最大化を目指しております。

「ダブルウェーブ21」の骨子

経営統合の完成と統合効果の追求

優良な食材の安定的な供給

世界市場への挑戦

経営基盤の整備

「ダブルウェーブ21」の経営目標

	平成22年度目標
売上高	10,000億円
営業利益	240億円
ROA	4.6%
自己資本比率	15.7%
有利子負債残高	2,999億円

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、249百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、当社グループでは財務体質強化を図るため、㈱みずほコーポレート銀行他と総額255億円の特定期間融資枠契約を締結しております。

当第3四半期連結会計期間末の総資産は583,366百万円となり、前連結会計年度末に比べ32,657百万円増加いたしました。これは主として季節的要因等による売上債権及びたな卸資産の増加によるものであります。

負債は495,957百万円となり、前連結会計年度末に比べ38,394百万円増加いたしました。これは主として季節的要因等による仕入債務の増加及び長短借入金が増加したことによるものであります。

少数株主持分を含めた純資産は87,408百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,738百万円減少いたしました。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,170,000,000
第一種優先株式	26,000,000
第二種優先株式	4,000,000
計	1,200,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通 株式	508,574,884	同左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株 (注1・6)
第一種 優先 株式	7,030,000	同左	-	単元株式数 1,000株 (注2・3・6)
第二種 優先 株式	4,000,000	同左	-	単元株式数 1,000株 (注4・5・6)
計	519,604,884	同左	-	-

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)種類株式の名称 株式会社マルハニチロホールディングス 第一種優先株式(以下「第一種優先株式」という。)

(2)発行株式数 第一種優先株式2,000万株

(3)発行価額 1株につき1,000円

(4)発行価額中資本に組み入れない額 1株につき500円

(5)払込期日 平成17年3月25日(金曜日)

(6)配当起算日 平成17年3月25日(金曜日)

(7)募集の方法 第三者割当の方法により、当会社及び当会社の子会社である株式会社マルハニチロ水産の取引先等に割り当てる。

(8)第一種優先配当金

(イ)第一種優先配当金の額

1株あたりの第一種優先配当金の額は、20円とする。ただし、初年度の第一種優先配当金については、39円とする。

(ロ)非累積条項

ある事業年度において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に累積しない。

(ハ)非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて配当を行わない。

(ニ)第一種優先中間配当金

当会社は、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して、中間配当を行わない。

(9) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円を支払う。第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(10) 議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(11) 募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、第一種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第一種優先株主に対し、募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利もしくは募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(12) 取得請求権

(イ) 取得を請求し得べき期間

平成18年9月1日から平成27年3月24日まで

(ロ) 取得の条件

第一種優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)ないし(c)に定める取得価額により、当会社の普通株式を交付することができる。

(a) 当初取得価額

当初取得価額は、平成18年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)または50円のいずれか高い方の金額とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(b) 取得価額の修正

取得価額は、平成19年9月1日から平成26年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)の時価(以下それぞれ「時価」という。)が当該取得価額修正日の前営業日に有効な取得価額を下回る場合、当該取得価額修正日以降、当該時価に修正されるものとする。「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(c)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(c)により調整される。)の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)または50円のいずれか高い方の金額(以下「下限取得価額」という。ただし、下記(c)により調整される。)を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額とする。

(c) 取得価額の調整

取得価額は、第一種優先株式発行後、当社が時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を発行または処分する場合に、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整され、その他一定の場合にも取得価額調整式その他一定の算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、当会社の取締役会が適当と判断する額に調整される。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(ハ) 取得により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の取得により発行すべき当会社の普通株式数は、次の通りとする。

$$\text{取得により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が取得請求のために提出した第一種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(13)取得条項

当社は、第一種優先株式取得請求期間中に取得の請求のなかった第一種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得基準日」という。）をもって取得する。その場合、第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を当該第一種優先株主に対して交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が第一種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第一種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合の1に満たない端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

(14)会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

3. 第一種優先株主が株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)種類株式の名称 株式会社マルハニチロホールディングス第二種優先株式（以下「第二種優先株式」という。）

(2)発行新株式数 第二種優先株式 4,000,000株

(3)発行価額 第二種優先株式に係る会社計算規則第68条第1項に規定する株主払込資本変動額を上記(2)の発行数で除した金額

(4)資本及び資本準備金組入額 資本組入額 0円
資本準備金組入額 0円

(5)発行価額の総額 第二種優先株式に係る会社計算規則第68条第1項に規定する株主払込資本変動額

(6)資本及び資本準備金組入額の総額 資本組入額の総額 0円
資本準備金組入額の総額 0円

(7)発行日 平成19年10月1日（月曜日）

(8)発行方法 本株式交換の効力発生日前日の最終の株式会社マルハニチロ食品の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する株式会社マルハニチロ食品優先株式1株につき当社の第二種優先株式1株の割合をもって割当交付する。

(9)第二種優先配当金

(イ)第二種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録質権者（以下「第二種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第二種優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の剰余金（以下「第二種優先配当金」という。）を配当する。

(ロ)第二種優先配当金の額

1株あたりの第二種優先配当金の額は、1,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下「第二種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。なお、初年度の第二種優先配当金についても、日割り計算は行わず、上記と同額とする。

第二種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が80円を超える場合は、第二種優先配当金の額は80円とする。

第二種優先配当年率は、平成19年10月1日以降、次回配当年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

平成22年3月期にかかる配当まで

第二種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.5%

平成23年3月期にかかる配当から

第二種優先配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 3.0%

第二種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成19年10月1日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成19年3月30日または各配当年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(ハ)累積条項

ある事業年度において、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

(二)非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて配当を行わない。

(10)残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき1,000円を支払う。第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(11)議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(12)株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当会社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割を行わない。当会社は、第二種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(13)取得請求権

第二種優先株主は、当会社に対して、下記に定める条件により、当会社が第二種優先株式を取得するのと引換えに当会社普通株式を交付することを請求することができる。

(イ)第二種優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類

当会社普通株式

(ロ)第二種優先株式の取得と引換えに交付する株式数の算定方法

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = $\frac{\text{第二種優先株主が取得請求に際して提出した第二種優先株式の発行価額の総額}}{\text{交付価額}}$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる金銭の交付は行わない。

(ハ)第二種優先株式の取得を請求することができる期間

平成22年9月1日から平成29年8月31日までとする。

(二)交付価額

(a)当初交付価額

当初交付価額は、平成22年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(b)交付価額の修正

交付価額は、平成23年9月1日以降平成29年8月31日まで、毎年9月1日（以下それぞれ「交付価額修正日」という。）に、各交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される。（修正後交付価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間に、下記(c)で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「下限交付価額」という。ただし、下記(c)により調整される。）を下回る場合には下限交付価額をもって、また、修正後交付価額が当初交付価額の100%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「上限交付価額」という。ただし、下記(c)により調整される。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

(c) 交付価額の調整

第二種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、交付価額を次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）により調整する。交付価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 交付価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約

権

その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）、調整後交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに交付価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または交付価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請

求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後交付価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該権利行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

() 株式の併合により普通株式数を変更する場合、調整後交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。交付価額調整式で使用する交付普通株式数は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用する。

() 上記(i)ないし(iv)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件として

いるときには、上記(i)ないし(iv)にかかわらず、調整後交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

上記に掲げる場合のほか、(i)合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割等により交付価額の調整を必要とする場合、(ii)その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由により交付価額の調整を必要とする場合、(iii)交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるときには、取締役会が適当と判断する交付価額により変更される。

交付価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後交付価額を適用する日（ただし、上記()の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に、上記 または で定める交付価額の調整事由が生じた場合には、交付価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

交付価額調整式に使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する前日において有効な交付価額とし、また、交付価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日が定められていない場合は調整後交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から自己株式の数を控除した数とする。

交付価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

()上記 ()の場合は当該払込金額(無償割当ての場合は0円)

()上記 ()の場合は0円

()上記 ()の場合は、当該株式または新株予約権その他の証券もしくは権利の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権その他の証券もしくは権利の所持人に交付される当会社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当会社普通株式の数で除した金額をいう。

()上記 ()の場合は0円

()交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて調整前交付価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(ホ)取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

(ヘ)取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類及び第二種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第二種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。

(14)取得条項

当社は、取得を請求することができる期間中取得請求のなかった第二種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、その全てを取得する。当社は、第二種優先株式を取得するのと引換えに、当該第二種優先株式を保有する第二種優先株主に対して、第二種優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)(以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、一斉取得価額が下限交付価額を下回る場合には、下限交付価額をもって一斉取得価額とする。前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に基づきその端数に応じた金銭を交付する。

(15)優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(16)会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

5. 第二種優先株主が株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

6. 提出日現在発行数には、平成21年2月1日から当四半期報告書を提出する日までの第一種優先株式及び第二種優先株式の取得請求に係る株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日		519,604,884		31,000		12,250

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成20年11月19日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年11月14日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	20,677,000	3.98

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 7,030,000 第二種優先株式 4,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,655,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 488,169,000	488,169	同上
単元未満株式	普通株式 13,750,884	-	-
発行済株式総数	519,604,884	-	-
総株主の議決権	-	488,169	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が27,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数27個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合(%)
(自己株式) 株式会社マルハニチロ ホールディングス	東京都千代田区大手町一 丁目1番2号	6,605,000	-	6,605,000	1.27
(相互保有株式) 境港魚市場株式会社	鳥取県境港市昭和町9番 地7	50,000	-	50,000	0.01
計	-	6,655,000	-	6,655,000	1.28

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	168	184	217	185	203	199	192	165	155
最低(円)	148	158	158	157	159	165	120	129	139

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,533	21,983
受取手形及び売掛金	3 133,008	102,991
有価証券	1	4,569
商品及び製品	113,690	101,972
仕掛品	10,111	8,086
原材料及び貯蔵品	19,906	14,998
短期貸付金	2,177	2,027
繰延税金資産	5,076	4,823
その他	15,423	14,513
貸倒引当金	2,666	2,196
流動資産合計	321,263	273,770
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 56,449	1 60,098
機械装置及び運搬具(純額)	1 27,721	1 30,129
土地	64,087	65,534
建設仮勘定	2,254	1,396
その他(純額)	1 1,657	1 2,031
有形固定資産合計	152,170	159,190
無形固定資産		
のれん	20,604	21,642
その他	7,904	8,002
無形固定資産合計	28,509	29,645
投資その他の資産		
投資有価証券	34,493	35,418
長期貸付金	15,457	15,546
繰延税金資産	15,574	19,888
その他	27,346	28,179
貸倒引当金	11,448	10,929
投資その他の資産合計	81,423	88,102
固定資産合計	262,103	276,938
繰延資産	0	0
資産合計	583,366	550,709

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 47,098	38,613
短期借入金	223,534	203,735
未払法人税等	2,409	2,398
引当金	1,122	2,098
その他	34,926	34,708
流動負債合計	309,091	281,554
固定負債		
長期借入金	147,211	132,196
繰延税金負債	5,397	10,464
退職給付引当金	26,586	25,252
その他の引当金	440	1,148
その他	7,228	6,946
固定負債合計	186,865	176,008
負債合計	495,957	457,563
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,000	31,000
資本剰余金	45,227	45,216
利益剰余金	5,064	7,332
自己株式	1,534	1,324
株主資本合計	79,757	82,224
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,303	2,226
繰延ヘッジ損益	126	175
為替換算調整勘定	5,203	3,346
評価・換算差額等合計	8,632	5,749
少数株主持分	16,284	16,670
純資産合計	87,408	93,146
負債純資産合計	583,366	550,709

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	707,789
売上原価	613,621
売上総利益	94,167
販売費及び一般管理費	
販売手数料	5,854
保管費	6,266
発送配達費	13,707
広告宣伝費及び販売促進費	3,444
従業員給料	17,201
法定福利及び厚生費	3,479
退職給付費用	2,694
減価償却費	1,229
研究開発費	694
のれん償却額	948
その他	21,571
販売費及び一般管理費合計	77,093
営業利益	17,073
営業外収益	
受取利息	375
受取配当金	929
雑収入	873
営業外収益合計	2,178
営業外費用	
支払利息	4,474
為替差損	3,382
持分法による投資損失	481
雑支出	1,733
営業外費用合計	10,072
経常利益	9,180

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

特別利益	
前期損益修正益	101
固定資産売却益	357
貸倒引当金戻入額	76
その他	155
特別利益合計	690
特別損失	
前期損益修正損	76
固定資産処分損	576
減損損失	1,031
商品在庫関連損失	970
その他	1,230
特別損失合計	3,885
税金等調整前四半期純利益	5,984
法人税、住民税及び事業税	4,533
法人税等調整額	468
法人税等合計	5,002
少数株主利益	1,263
四半期純損失()	281

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	254,126
売上原価	219,345
売上総利益	34,780
販売費及び一般管理費	
販売手数料	1,972
保管費	2,210
発送配達費	4,772
広告宣伝費及び販売促進費	1,204
従業員給料	6,770
法定福利及び厚生費	1,157
退職給付費用	929
減価償却費	411
研究開発費	249
のれん償却額	318
その他	6,502
販売費及び一般管理費合計	26,499
営業利益	8,281
営業外収益	
受取利息	106
受取配当金	236
雑収入	387
営業外収益合計	730
営業外費用	
支払利息	1,597
為替差損	3,721
持分法による投資損失	168
雑支出	1,467
営業外費用合計	6,955
経常利益	2,056

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(自平成20年10月1日
至平成20年12月31日)

特別利益	
固定資産売却益	3
貸倒引当金戻入額	13
その他	3
特別利益合計	20
特別損失	
前期損益修正損	38
固定資産処分損	129
減損損失	231
貸倒引当金繰入額	361
商品在庫関連損失	263
その他	398
特別損失合計	1,423
税金等調整前四半期純利益	653
法人税、住民税及び事業税	737
法人税等調整額	752
法人税等合計	1,490
少数株主利益	898
四半期純損失()	1,735

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	5,984
減価償却費	10,485
減損損失	1,031
のれん償却額	948
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,203
退職給付引当金の増減額(は減少)	978
受取利息及び受取配当金	1,305
支払利息	4,474
売上債権の増減額(は増加)	31,723
たな卸資産の増減額(は増加)	21,440
仕入債務の増減額(は減少)	8,905
その他	1,707
小計	18,749
法人税等の支払額	3,795
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,544
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	2,986
投資有価証券の売却及び償還による収入	4,585
子会社出資金の取得による支出	24
有形固定資産の取得による支出	9,626
有形固定資産の売却による収入	1,192
貸付けによる支出	1,445
貸付金の回収による収入	976
利息及び配当金の受取額	1,314
その他	133
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,149
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	31,145
長期借入れによる収入	42,770
長期借入金の返済による支出	36,700
配当金の支払額	1,722
少数株主からの払込みによる収入	30
少数株主への配当金の支払額	217
利息の支払額	4,283
その他	87
財務活動によるキャッシュ・フロー	30,934
現金及び現金同等物に係る換算差額	285
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,525
現金及び現金同等物の期首残高	21,176
現金及び現金同等物の四半期末残高	23,702

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、(株)下関漁業を新規設立したことにより連結子会社に含めることといたしました。</p> <p>また、前連結会計年度において連結子会社であった(株)ふじ丸、(株)エム・アンド・アソシエイツ、(株)マルハ経理マネジメントについては、第1四半期連結会計期間において吸収合併したため、連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 102社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法に基づく低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ199百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」に記載のとおりであります。</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)</p>
	<p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は67百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ173百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」に記載のとおりであります。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)</p>
1. たな卸資産の評価方法	<p>当第3四半期連結会計期間末におけるたな卸高算出については、実地たな卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地たな卸高を基礎として合理的な方法によっております。</p> <p>また、たな卸資産の簿価切下げについては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 税金費用の計算	一部の連結子会社の税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 有形固定資産の耐用年数の変更	国内連結子会社の機械装置の耐用年数の見積りについては、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、第1四半期連結会計期間より変更しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ164百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおりであります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額は、210,568百万円 であります。	1.有形固定資産の減価償却累計額は、210,617百万円 であります。
2.偶発債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対 して債務保証を行っております。	2.偶発債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対 して債務保証を行っております。
百万円	百万円
浙江興業集团有限公司 746	浙江興業集团有限公司 761
熊本水産物取引精算株 212	熊本水産物取引精算株 179
他2社 160	他6社 361
小計 1,118	小計 1,302
財形住宅ローン等 263	財形住宅ローン等 322
合計 1,381	合計 1,624
(うち他社との共同保証によるもの) (218)	(うち他社との共同保証によるもの) (206)
(うち外貨建の保証によるもの) 1,549 千米ドル (160)	(うち外貨建の保証によるもの) 1,901千米ドル (217)
3.当四半期連結会計期間末日満期手形 当四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理につ いては、手形交換日をもって決算処理をしておりま す。なお、当四半期連結会計期間の末日は金融機関の 休日であったため、次の当四半期連結会計期間末日満 期手形が当四半期連結会計期間末残高に含まれてお ります。	
受取手形 211百万円	
支払手形 488百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
「商品在庫関連損失」の内訳 商品評価損733百万円、商品処分損158百万円、その他 78百万円であります。

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
「商品在庫関連損失」の内訳 商品評価損84百万円、商品処分損158百万円、その他 20百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	24,533百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	831百万円
現金及び現金同等物	23,702百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 508,574,884株
 第一種優先株式 7,030,000株
 第二種優先株式 4,000,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 6,643,918株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,504	3	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金
	第一種優先株式	140	20	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金
	第二種優先株式	91	22.88	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金

(注) 普通株式の配当金の総額1,504百万円については、連結子会社が所有する普通株式の自己株式にかかる配当金を控除しております。

なお、控除前の金額は、1,525百万円であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	水産事業 (百万円)	食品事業 (百万円)	保管物流 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	166,833	79,175	4,251	3,866	254,126	-	254,126
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6,478	1,009	1,271	173	8,932	(8,932)	-
計	173,311	80,185	5,522	4,039	263,058	(8,932)	254,126
営業利益	4,890	3,442	652	416	9,400	(1,119)	8,281

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	水産事業 (百万円)	食品事業 (百万円)	保管物流 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	459,013	226,560	11,733	10,481	707,789	-	707,789
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	16,912	4,122	3,635	471	25,142	(25,142)	-
計	475,926	230,682	15,368	10,953	732,931	(25,142)	707,789
営業利益	10,756	7,665	1,166	766	20,354	(3,280)	17,073

(注) 1. 事業区分は主として内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業区分に属する主要製品

事業区分	主要製品
水産事業	漁業、魚介類販売業、荷受業
食品事業	食品加工・販売業
保管物流事業	冷蔵倉庫業、運送業
その他の事業	海運業ほか

3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3 (1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。これにより、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、「水産事業」で9百万円、「その他の事業」で190百万円減少しております。
4. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3 (2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。これにより、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、「水産事業」で20百万円、「食品事業」で47百万円減少しております。
5. 「追加情報」に記載のとおり、国内連結子会社の機械装置の耐用年数の見積りについては、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、第1四半期連結会計期間より変更しております。これにより、従来の耐用年数によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が「水産事業」で56百万円、「食品事業」で125百万円それぞれ増加し、「保管物流事業」で15百万円、「その他の事業」で1百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	230,321	11,632	1,680	9,441	1,050	254,126	-	254,126
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	820	10,021	-	2,674	502	14,017	(14,017)	-
計	231,141	21,653	1,680	12,115	1,552	268,144	(14,017)	254,126
営業利益	5,656	2,728	32	885	114	9,417	(1,136)	8,281

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	アジア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	643,411	33,203	4,737	24,231	2,204	707,789	-	707,789
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	3,038	24,825	-	8,022	1,380	37,266	(37,266)	-
計	646,449	58,029	4,737	32,253	3,585	745,055	(37,266)	707,789
営業利益(又は営業損失)	14,627	5,061	108	932	198	20,531	(3,457)	17,073

(注) 1. 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

北米：アメリカ

ヨーロッパ：スイス、オランダ

アジア：タイ、中国、インドネシア、マレーシア

その他の地域：マダガスカル、ニュージーランド

3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。これにより、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、「日本」で199百万円減少しております。

4. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。これにより、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、「北米」で20百万円、「アジア」で47百万円減少しております。

5. 「追加情報」に記載のとおり、国内連結子会社の機械装置の耐用年数の見積りについては、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、第1四半期連結会計期間より変更しております。これにより、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が「日本」で164百万円増加しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	北米	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	12,459	6,109	5,234	1,820	25,624
連結売上高（百万円）					254,126
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	4.9	2.4	2.1	0.7	10.1

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	北米	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	34,794	17,465	14,997	4,971	72,229
連結売上高（百万円）					707,789
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	4.9	2.5	2.1	0.7	10.2

（注）1．国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2．各区分に属する主な国又は地域

北 米：アメリカ、カナダ

ヨーロッパ：ヨーロッパ諸国

ア ジ ア：アジア諸国

その他の地域：アフリカ諸国、オセアニア諸国、中南米諸国

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（有価証券関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

デリバティブ取引の契約額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	119.58 円	1株当たり純資産額	129.68 円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	87,408	93,146
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	27,387	27,932
(うち優先株式に係る純資産)	(11,030)	(11,030)
(うち少数株主持分)	(16,284)	(16,670)
(うち優先株式配当金)	(73)	(232)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	60,021	65,213
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(千株)	501,930	502,878

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	0.71 円	1株当たり四半期純損失金額	3.51 円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失(百万円)	281	1,735
普通株主に帰属しない金額(百万円)	73	24
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	354	1,760
普通株式の期中平均株式数(千株)	502,610	502,019
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間の末日におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

株式会社マルハニチロホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 台 祐二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 康行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルハニチロホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルハニチロホールディングス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。